



平成 24 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

第三者調査委員会への個別調査の要請に関するお知らせ

当社は、すでに開示いたしましたとおり、会計処理の疑義の有無について把握するため、当局の調査とは別に、当社と利害関係のない専門家による第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」といいます。）を設置し、委員を選定いたしました。

また、本日付けの「第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、第三者調査委員会へ調査を委嘱し、第三者調査委員会は関係者へのヒアリング、資料の精査等の調査（以下「第三者調査委員会調査」といいます。）を開始しております。

第三者調査委員会調査の過程において、今回の当局による調査の対象となる被疑事実が、平成 23 年 2 月期の有価証券報告書において、実質的に約 21 億円の債務超過であったものを約 1.7 億円の資産超過として虚偽記載した疑い及び平成 24 年 2 月期の有価証券報告書において、実質的に約 19 億円の債務超過であったものを約 3.5 億円の資産超過として虚偽記載した疑いである可能性が高まりました。

なお、当局の調査において、当局から容疑対象となる具体的な取引や物件名等が説明されていないため、詳細は判明しておりませんが、第三者調査委員会調査の過程で判明した事実等から、当社といたしましては、当局による調査の対象となる被疑事実の内容は、東京都内の固定資産 2 物件において、これらを譲渡担保として提供し、資金を借り入れた取引であるにも関わらず、登記簿において、所有権移転登記がなされているため、不動産の売買取引と誤認されたものと推定しております。

仮に、当該譲渡担保を売買取引と誤認したと仮定し、当社において、その影響額を算定したところ、上記容疑内容である当局の指摘する債務超過の額と有価証券報告書に記載されている資産超過額との差額約 23 億円と概ね近似であることから、当社といたしましては、当局が本物件の会計処理について疑義を有しているものと推測し、その旨第三者調査委員会へ報告いたしました。

これはあくまでも当社の推測であり、当局から具体的に説明されているものではございません。

いずれに致しましても、当社は、当該 2 物件の会計処理に関し、監査法人にも事前に確認を取った上で譲渡担保として適正に会計処理したものと認識しており、今回の様な嫌疑を受けるものではないと考えております。

しかしながら、結果として、当局の調査が行われたことにより、株主・投資家の皆様に多大なご心配をおかけする事態を招来したことにつきましては、これを重く受け止め、そもそも当該 2 物件の会計処理に関して適正に会計処理したとの当社の認識が妥当であるかも含め、当該 2 物件

の会計処理に関して、第三者調査委員会に対して個別調査を要請することと致しました。

当社といたしましても、一日も早い真相究明と株主・投資家の皆様の信頼回復を目指しており、今後も当局の調査及び第三者調査委員会の調査に全面的に協力してまいります。

今後、第三者調査委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、速やかな適時開示を行ってまいります。

以上